

告知日:令和7年1月31日

授業料分納申請者 各位

大阪大学 総長

令和6年度後期(10月~3月)分授業料分納申請者の方へ(通知)

授業料分納について、別紙4のとおり決定しましたので、通知します。

記

| 授業料 分納 判定結果 | 決定内容 | 授業料納入方法 | |
|-------------------|----------------------------|--|---|
| | | 口座振替 手続きをしている場合 | 口座振替の 手続きをしていない場合 |
| 分納可 | 後期分授業料の 分納を 許可します。 | 大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額の半額を令和7年2月26日(水)までに振替登録口座に用意してください。また、残り半額は、本学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、令和7年3月21日(金)までに、までに本学指定口座へ振り込んでください。 | 大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、授業料相当額の半額を令和7年2月26日(水)までに、また、残り半額を令和7年3月21日(金)までに、本学指定口座へ振り込んでください。 |
| 不許可 | 後期分授業料の 分納を 不許可とします。 | 大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額を令和7年2月26日(水)までに、振替登録口座に用意してください。 | 大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、授業料相当額を令和7年2月26日(水)までに、本学指定口座へ振り込んでください。 |

※不許可者の通知は行いません。

※3月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される場合があります。

